

第8回

公文書管理の在り方等に関する有識者会議

平成20年6月23日（月）

内閣官房 公文書管理検討室

午後 5時00分開会

○尾崎座長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから公文書管理の在り方等に関する有識者会議の第8回目でございますが、開催いたします。

皆様には、大変ご多忙の中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

(テレビカメラ退室)

○尾崎座長 それでは、早速でございますが、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、中間報告案討議ということになっております。前回の論点討議の資料をもとにいたしまして、委員各位から出された意見の分を修正いたしまして、中間報告案として準備いたしました。

まず、事務局から、前回からの修正点を中心に、内容を説明いたしまして、その後にご議論をちょうだいいたしたいと思っております。

では、事務局からお願いします。

○山崎室長 それでは、私のほうから説明させていただきます。

お手元の資料1でございますが、まず表題でございますけれども、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～と。

1ページをごらんいただきますと、まえがき、そして2のところは、公文書管理の理念となっておりますが、理念というよりは改革目標のほうが適当ではないかということで、改革目標としております。

また、6のところは、前回その他でしたけれども、その他ではちょっとよくわからないので、ここでは最終報告に向けて引き続き検討すべき事項というふうにさせていただいております。

次に、1枚おめくりいただきまして、まえがきでございますが、これは淡々とこの会議が設けられた趣旨とか、この中間報告に至ったといったようなことを述べたまえがきでございます。

次の2ページ、基本認識でございますけれども、ここは前回から、この民主主義の根幹という話を充実させたり、あるいは若干グループ分けをいたしまして、「公文書の意義」、そして「我が国の歴史と諸外国の状況」、「新たな公文書管理システムの構築に向けて」というふうに構成を変えて、やや立体的に修正しておりますので、ちょっとこの部分につきましては、まず朗読したいと思います。

○岡本企画官 それでは、朗読させていただきたいと思っております。

1. 基本認識。

公文書の意義。

民主主義の根幹は、国民が正確な情報に自由にアクセスし、それに基づき正確な判断を行い、主権を行使することにある。国の活動や歴史的事実の正確な記録である「公文書」は、この根幹を支える基本的インフラであり、過去・歴史から教訓を学ぶとともに、未来に生きる国民に対する説明責任を果たすために必要不可欠な国民の貴重な共有財産である。

こうした公文書を十全に管理・保存し、後世に伝えることは、過去・現在・未来をつなぐ国の重要な責務である。これにより、後世における歴史検証に役立てるとともに、我が国の文化等を高めることにもなる。この意味で、公文書は「知恵の宝庫」であり、国民の知的資源でもある。

一方、公文書の管理を適正かつ効率的に行うことは、国が意思決定を適正かつ円滑に行うためにも、また、証拠的記録に基づいた施策（Evidence Based Policy）が強く求められている今日、国の説明責任を適切に果たすためにも必要不可欠であり、公文書を、作成・保存・移管・利用の全段階を通じて統一的に管理していくことが大きな課題となっている。

このような公文書の意義にかんがみ、21世紀にふさわしい公文書管理システムへの道筋を示すことが、当会議に課された使命である。

我が国の歴史と諸外国の状況。

我が国の公文書管理の歴史を振り返ってみると、律令制度の時代からそれぞれ特徴を持ちながら、同時代に記録を管理し保存するシステムがつくられ、機能していた。平安時代には、貴族の日記や荘園の権利・義務にかかわる記録等も残されていた。また、江戸幕府では、主として八代将軍徳川吉宗の時代に、法令の編纂や幕政の改革（享保の改革）とあわせて、公文書作成の指針や文書管理の体制が整備された。さらに、明治4年に太政官に正院記録局が、明治18年に内閣記録局等が設置されると、欧米（ドイツ等）の記録保存制度に学んだ保存年限制度が導入されるなど、現在の公文書管理・保存の原型が成立した。

しかしながら、その後の火災、震災、空襲、焼却と接収、戦後の庁舎移転や行政機構の統廃合等によって多くの公文書が失われたり、また、国民への公開は、第二次大戦後の外交史料館・国立公文書館の設立（昭和46年）まで待たなければならないなど、世界の趨勢に遅れをとった。そして、現在においても我が国の公文書管理体制は近年、文書公開の面では改善されたものの、文書作成・保存・移管等の面ではなお整備が不十分なままである。昨今、進んでいる公文書の電子化への対応も急務であるほか、国立公文書館法では、国の機関として立法及び司法の公文書も移管対象となっているが、実際には移管が進んでいない状況にある。

米国では、立法・行政・司法を含めた連邦文書を米国国立公文書記録管理院（NARA）が

一括して管理している。常勤職員2,500人、総書架延長930キロのNARAを中心に各省庁に多数の専門家が配置されている米国はもとより、欧米諸外国、さらに中国・韓国と比べても、我が国の公文書管理体制は見劣りする状況である。

新たな公文書管理システムの構築に向けて。

情報公開法の制定により、公文書の管理について一定のルール化がなされたものの、各府省の具体的な運用レベルの対応はまちまちとなっており、また、職員の公文書管理に対する意識も十分ではない。とりわけ、保存期間満了前の誤廃棄や倉庫への放置など、昨今の公文書管理に係る不適切な事例は、国に対する信頼を失わせるものであり、その再発防止は不可欠である。

公文書の管理保存に関しては、公文書館法、情報公開法及び個人情報保護法の制定等により逐次改善が図られてきた。この意味で、公文書管理法の創設は最後に残された課題であると言える。来年は情報公開法の制定から10年となる大きな節目であり、これを機に、公文書管理のあり方を抜本的に見直し、歴史的に重要な公文書が保存されるよう、職員の意識改革を図るとともに、作成から利用までのライフサイクルを通じた公文書管理法を確立し、公文書管理体制を充実強化することにより、新たに21世紀にふさわしい公文書管理システムを構築していくことが必要である。

以上です。

○山崎室長 それでは、続きまして2でございますが、これは以前、理念と書いておりましたけれども、「公文書管理の改革目標」とするほうが適当ではないかということで、表題を変えております。

また、次元の違うことが並んでいるというようなご指摘もありまして、また、そのアカウントビリティ、国民に対する説明責任、これが一番高次の概念ではないかというようなご指摘もございましたので、ここに書いてございますように、一番最後にアカウントビリティをして、その手段として文書の追跡可能性、政府の文書管理に対する信用、これも文書に対する信用、内容の信用と誤解されますので、政府の文書管理に対する信用、そして文書の利用可能性、こういう手段を通じて、国民の知的資源として後世に伝え、現在及び将来の国民に対する説明責任を果たすということにしております。

次に、4の公文書管理のあるべき姿に向けてということでございます。5ページでございます。

まず最初の6行、これは簡単なまえがきを付加したところでございます。また、ゴールド・モデルというカタカナにつきまして、いろいろご意見がございましたので、毎ページ毎ページ

ゴールド・モデルと出てくるのもちょっとというようなところもあろうかと思ひまして、4の表題で、「公文書管理のあるべき姿（ゴールド・モデル）に向けて」というここにして、後の、ここで言いますと5のイの方向性のところ、ここは以前はあるべき姿（ゴールド・モデル）の方向性だったんですけれども、ここは方向性というふうに修文したところでございます。

6のこの方向性の1つ目の○でございますが、これは効率的な意思決定に重要というようなお話もございましたので、「適正かつ効率的な意思決定に資するとともに」というのを入れてございます。また、ウの具体的内容でございますけれども、この2つ目の○でございますけれども、「業務の内容や文書の性格を踏まえ類型化した上で、基準を明確化する」と。これは「類型化」という言葉を入れてございます。これは官房長官に事務説明をしたときに、いろいろな業務がある中で類型化が重要だというようなご指摘等もございましたので、それを踏まえたものでございます。

次のところ、これもあるべき姿の方向性、これは方向性に直したというところでございます。

次に、大体ここはあまり修正点はないのでございますけれども、(2)の延長、移管、廃棄でございます。10ページでございます。ここは、具体的方策のウのところでございますけれども、チェックする仕組みとしてはどうかと、こういうふうに前回投げかけ調だったものは、できるだけ「仕組みとする」というふうに、いわば断定的に書いているところでございます。

次の11ページでございますけれども、具体的方策の1番目の○でございますけれども、ここは、原則移管としてはどうかという投げかけ調だったわけでございますけれども、そこを「する」というふうにしたとともに、その公文書管理担当機関の判断を優先する仕組み、これが重要だというご指摘もございましたので、「公文書管理担当機関の判断を優先する仕組みの在り方を検討する」ということにしております。

その次の○につきましても、何々してはどうかというのを、何々するというふうに変えたところでございます。

次に(3)、移管後の利用のところでございますけれども、ここにつきましては、イの方向性のところに、「デジタルアーカイブ化をはじめとするITの活用等により」というのを入れさせていただきました。また、具体的方策のところでございますけれども、アジア歴史資料センターで行われている先駆的なデジタルアーカイブ化の試みもございますので、この「一般の国民や海外から公文書をより利用しやすくするため」の次ですけれども、「関係機関と連携しつつ、国立公文書館やアジア歴史資料センター等におけるデジタルアーカイブ化やシステムの機能強化を推進するとともに、利用者サービスの具体的な充実方策について検討する」という

ふうに変更いたしました。

また、次は、クリアリング・ハウスというカタカナについてご懸念が出ましたので、そこは日本語として表現するというので、「所在情報の一元的な把握・検索機能を充実させるとともに、地方公文書館をはじめとする国内の関係機関との更なる連携強化のための具体的方策について検討する」ということになっております。

また、国外のほうは分けまして、その次の○として、「外国の公文書館など国外の関係機関との連携を強化するための具体的方策について検討する」というふうに直したところでございます。

次は、4、適正運用の確保の部分でございますけれども、これはウの具体的方策の4つ目の○のところでございますけれども、その集中管理と中間書庫というのがちょっとごっちゃになっているというところもございましたので、若干書き分けてみました。「保存期間満了前の文書の集中管理を行い、文書管理に関する専門家（レコードマネージャー、アーキビスト）が評価・選別を行う仕組み（中間書庫）を検討する。

具体的には、作成から一定期間が経過した文書について、各府省の文書管理担当課による集中管理を原則とし、一定期間経過後は自動的に引き継がれる分かりやすい仕組みとする。

（例：10年以上保存文書について、6年目以降は集中管理）」としております。

また、次に、「あわせて、公文書管理担当機関が各府省共通の集中書庫を設置し、一定期間経過した文書について、各府省のニーズに応じて、各府省から引き継いで横断的に集中管理する仕組みを検討する」というふうに書き分けたところでございます。

次でございますけれども、監視機能、この辺はあまり直しておりません。

次に、5の公文書管理担当機関の在り方のところでございますけれども、機能・役割のところについて、現在、今の公文書館がやっている、そういう機能は引き続き重要なので、それも書くべしというようなご指摘がございましたので、(1)の機能・役割の1つ目の○を修正いたしました。「公文書担当機関は、公文書管理に関するいわば「司令塔」として」、①②③④の次あたりですね。「⑤移管を受けた文書の保存・利用、⑥専門的知見を活用した各府省・地方公共団体等の支援、⑦国内・国外の関係機関との連携、等の機能を担うべきである」ということでございます。

次の組織の在り方の2つ目の○でございますけれども、これは若干、よりわかりやすいようにということで修正いたしました。

そして、次の3つ目の○ですけれども、ここは前回、3案だったものを2案にしようという

ことで、若干ちょっと表現がわかりにくいというようなご指摘もありましたので、まず最初に、内閣府に一元化というのを書いて、その次に①②というふうに書いております。読み上げますと、「以上を勘案すると、組織形態としては、ライフサイクルを通じた統一かつ効率的な文書管理を実現するため、現在、内閣府と総務省に分かれている文書管理に関する事務を内閣府に一元化することとし」と、これを最初に書いて、「あわせて、国立公文書館が持つ機能について、①国に戻して文書管理機能のすべてを一つの組織にまとめ内部部局・外局又は特別の機関として位置付ける案と②各府省や司法府・立法府からの円滑な移管が可能となるような権限を持つ「特別の法人」に改組する案の2つの軸に検討すべきである」。

さらに、図表も必要ではないかということで、資料1の後ろのほうに、1枚紙、カラーの組織図を入れております。公文書管理担当機関の組織の在り方ということで、現在は左にございますように、現用文書につきましては総務省の行政管理局、非現用文書につきましては内閣府の管理室と、独法たる国立公文書館というふうに分かれているんですけども、それを、右側でございますが、案1は、国立公文書館を国に戻して、公文書管理機能のすべてを1つの組織にまとめると。案2は、国立公文書館を特別の法人に改組という、車の両輪と申しますか、こういうような図を参考までにおつけしております。

次に、この〇でございますけれども、「上記役割・機能を果たしていくためには、諸外国の例も参考としつつ、新たに果たすべき機能に対応する上でふさわしい規模」、これペンディングとしておりますけれども、「を将来において実現すべく、今後、人員の着実な充実を図るとともに、施設の計画的整備を図る必要がある」ということでございます。ここについては、またこれよりさらに具体的に記述する方法について模索しているところでございますけれども、また委員の皆さん、ご意見あれば、後ほどご討議いただければと考えております。

そして、その次の6でございますけれども、最終報告に向けて引き続き検討すべき事項ということで、ここはいくつかの項目にグループ分けしたというのが、前回と変えた点でございます「行政機関以外の文書の取扱いについて」、「公文書を保存・利用する機関について」、そして「IT化や地方分権改革等への対応について」ということで、ここは新たに加えた部分でございます。「ライフサイクルを通じたIT化に対応した文書管理の在り方をどのように考えるか。IT政策ロードマップの推進状況等も踏まえ、更なるIT化を推進する一方で、今後の技術革新や国際標準の動向、移管後の記録媒体の劣化等のリスクも考慮しつつ、IT化に対応したルール策定など必要な対策を講ずべきではないか」。

また、「地方分権改革による地方への権限移譲等の動向も踏まえ、地方公文書館をはじめと

する地方公共団体における歴史的な公文書の保存・利用の充実のため、どのような方策を講ずべきか」という、これを入れているところがございます。

次に、7、早急に講ずべき事項でございますけれども、ここは（1）の公文書管理担当機関において取り組むべき事項の2つ目でございますけれども、この場所が重要とか、あるいはその施設整備について早急に検討することが必要ではないかというような前回のご指摘もございましたので、ここでは、「公文書を国民等の利用に供するための最適の仕組みの検討を行うとともに利便性や機能の充実に対応した施設整備に関する早急な検討を行うこと」というふうに修正しているところがございます。

あとは、前回、デジタルアーカイブ化とアーカイブス化と2種類使ったのを、アーカイブ化に統一したとか、そういう若干の字句修正はございますけれども、前回からの指摘事項は、大体以上でございます。

○尾崎座長 今、お聞きいただいたとおりでございますけれども、これから内容に沿ってご意見を伺いたいと思いますが、最初に表題なのですけれども、「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～。この表題のところ、前回、私、ただ中間報告でもいいじゃないかというようなことを、そっけないことを申し上げていたわけですが、大臣から一案考えたというお話がございまして、いただいたのがこの案で、なかなかいい案だと思ったものですから、前言を翻してごらんいただいているわけでございます。大臣、何かこの件でお話ございますか。

○上川大臣 ちょっと一言。

お手元に、ただいまの「時を貫く記録としての公文書管理の在り方」～今、国家事業として取り組む～の、時を、特に貫くという言葉の1つの発想の源として、論語にございます、「吾が道は一以て之を貫く」というところの部分に注目をしてご提案をさせていただけたらということで、お出ししたものでございます。

今日の中間報告の公文書の意義というところにも、民主主義の基本として、これを国のある意味では背骨の部分の役割として位置づけていくということが大切であるということ、そしてそれを、過去・現在・未来という、人の営みは1つの収束があるわけでありましたが、国としての営みは脈々と続いていくものであるし、その中で、記録というものが大変大きな役割を果たすものであるという、そういう趣旨で、時を貫く記録ということ。そして、そのものが公文書であるということ。そして、これを今、国の事業として、その管理の在り方についても、ベストなものを目指しながら努力を重ねていくということが大切ではないかと、そういう思いでご

提案をさせていただいているものでございます。

以上でございます。

○尾崎座長 ありがとうございます。

「一以て之を貫く」というのは、論語の中で2か所出てくるんだそうですね。

いかがですか、皆さん。率直なところ。

加藤さん、どうですか。

○加藤（丈）委員 大賛成。大変よろしいんじゃないでしょうか。

私は、今の話の中で、もちろん一以て取り組むという、この言葉もいいなと思いましたけれども、今大臣がおっしゃった、やっぱり、今国家事業としてというところが非常に大事な言葉だなというふうに思いまして、私は今のお話には、大変いいフレーズだなというふうに思いました。

○尾崎座長 ありがとうございます。

ほかに、皆さんよろしゅうございますか。全員うなずいていらっしゃいますが。

じゃあ、これはもうこういうことで。

○菊池館長 私ちょっと忘れたんですけども、だれの句だったか、「去年今年貫く棒の如きもの」という句があるんですね。去年と今年を貫いて……虚子ですかね。それをひょっと思っ
て、やっぱり去年、今年というのを貫いていく太い棒のごときものという、年末・年初に詠んだ句がありますけれども、まさに公文書なんていうのは、そういう時を超えて貫いていくような民族の魂といいますか、国家のありようという意味でも、時を貫くというのは、大変いい言葉ではないかなと思います。

○尾崎座長 ありがとうございます。だんだん次元が高くなってきて、非常に結構でございます。

それでは、表題はこれで決定させていただきまして、中身に入りたいと思います。

最初に、ちょっとまとめて、1の基本認識、2の公文書管理の改革目標、3の制度設計にあたっての基本的な考え方、この3つをまとめてご意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ、どなたからでも。後ろのほうからでも構いませんし、前の1からでも構いませんし。

そうですね、ちょっと1についてまず伺いますかね。基本認識、大切なところですから。

いかがでしょうか。ついに時を貫いて、8代将軍まで出てきましたけれども。

どうぞ。

○戸井田政務官 この我が国の歴史と諸外国の状況という中で、その2パラの、「しかしなが

ら、その後の火災、震災、空襲、焼却と接収」、ここらのあれで、終戦後の日本のそういう公文書を進駐軍が荒らしまわったというか、その辺、ぼくが言うところとちょっと過激になってくるんですけども、そういう状況でもって、日本の歴史が引っ掻き回されたということ、やっぱりどこかにはっきり書いておくということ。なぜ公文書が重要なのかということ。そういうことをもうちょっと、あまりにもこれ飛びすぎちゃっているんじゃないかと思うんですけども、その辺を適切な表現があったら、ぜひそういう時代のことを、やっぱりきちっと書いておくのが大事なんじゃないかと思うんですけども。

○尾崎座長 よくわかりますが、ただ、進駐軍がアメリカに持って帰って保存しておいてくれたから残ったというものもあるんですよ。返還されたりしております。

○戸井田政務官 肝心な部分は返還していない。

○尾崎座長 顧みて他を言うというのも、ちょっとどうでしょうかね。むしろ、我が国そのものが非常に文書の保存ということをきちんとやってきた国であるにもかかわらず、この時期乱れた。むしろ駐留軍、特にアメリカですけども、アメリカがメリーランド州に日本関係の書類を全部保存してくれていたということですね。もし彼らが持っていかなかったら、本当に日本できちんと保存していたかと彼らに聞かれたら、ちょっと忸怩たるものがあるような気がするんですけどもね。いかがでしょうか。

○戸井田政務官 いや、その辺はよくわかるんですけども、だけれども、米軍が持ち帰ったということ、それからきちっとそれを全部返してもらっていないということ、日本の国のそういう公文書でありながら、日本がそれに対して、戦後どこまで請求してきたのか。それはやはり日本人自体がやっぱり公文書に対する姿勢というものがそこに出ているんじゃないかなと。そのことをやっぱりきちっと書いていって、やっぱり日本は日本人の1つの歴史の証明書みたいなものですから、そういうものを、たとえ原本でなくても、コピーだけでも返してもらおう。そういうことをきちっとしていくことによって筋が通ってくるんじゃないかというふうに思うんですけども。その辺のところを、接収されたということだけで終わってしまうのではなくて、やっぱりもうちょっときちっと書いておくことによって、その今、現代の日本人が公文書に対して、さほど意識が薄いというか、そういうところに対する警鐘にもなるんじゃないかというふうに思うんですけどもね。

○菊池館長 戸井田政務官のご意見もうなずけるところはありますけれども、そういうことを万感の意味を込めて、「焼却と接収」という言葉で書いてあるんだと思うんです。それで、今座長が言われたように、ロシアの公文書館なんかで言うと考えられない。アメリカは日本に返

還してきていますから、返還しているものは相当なものがございます。確かにおっしゃるように、1～2点、その重要なところがなくなっちゃっている、返ってきていないという部分がありますけれども、でもほとんどのものは返ってきていますから、そういう意味で言うと返還、接收されたことは事実ですし、その過程で若干紛失したのか、意図的に押さえられているのかわかりませんが、しかしながら、相当の分量が返還されてきています。

その辺のところがあると、ここはやっぱり接收という非常に、焼却と接收という戦後のどさくさのことをおもんばからせるような言葉が空襲の後についていると、それでわかってもらえるんじゃないかと思えますけれどもね、いかがでしょうか。

○戸井田政務官 気持ちはよくわかるんですけども、日本人の、今例えば我々地元に戻って、公文書管理のことをやっているんだということを言っても、みんな関心がないんですよ。だから、本当は非常に宝であり大事なものだということをもっとアピールできる場所がないのかなと思いながら見ていたわけなんです。だから、特に進駐軍に対してどうこうということじゃなくて、やっぱり日本人がそもそも戦争以後、この公文書というか歴史というか、そういうものに対して何か気持ちがなくなってきたというか、そういうものを喚起するような表現がないのかなというふうに思ったんです。

○尾崎座長 どうぞ。

○加藤（丈）委員 今のご指摘に関連するかどうかわかりませんが、ここを読みながら考えていたんですけども、文書に盛り込めるかどうか自信はないんですが、この問題は、1つは行政文書の管理ということと、それからもう一つは、全国に存在する歴史的な文書といいたしよかな。行政文書の管理ということも、これからのメインの取り組みですけども、全国に存在する歴史的な文書をどういうふうに保存管理していくかということも、ここでも議論された1つの問題だったと思うんですが、せっかく律令時代から説き起こしているわけだから、その存在について、やっぱり国民的な意識をきちっと持つことが大切だと。単に行政の文書だけじゃないんだということの意義が、どこかに入らないものかなというふうに考えているんですけども、その取り扱いはお任せいたしますけれども、そんな感じがいたしました。

○尾崎座長 そのお話は、先ほどの駐留軍の話とは全然別ですか。

○加藤（丈）委員 先ほど、国民的な関心、認識というお話もありましたので、そういうことに関連して、いかがかなという感じがいたしました。

○尾崎座長 国民的関心を高めようと思って、我々は集まって議論しているわけですね。それは非常に大切なことであるし、だからこうして議論しているわけなんですけれども、今の政務

官のご指摘、ちょっとよく考えてみますけれども、うまく入るかどうか。

日本って、3つあるんですよね。インペリアル・ジャパンの時代と、それからオキュパイド・ジャパンの時代と、それから今のジャパんと。当時は、オキュパイド・ジャパンって、ちゃんと全部書かれていたんですよね、あのころ。ですから、通常な状態でなかったと。通常な状態でないから持っていかれちゃったと。実際には、防衛庁の関係の書類なんかは、ほとんどアメリカから返ってきたものだということを言っているわけですね。返ってきて、もう読まれちゃって返ってくるわけですから、そこはこんちくしょうという気もするんですけども、それはしかし今は保存されて、歴史的文書として残っているという実情もあるわけですね。

政務官のおっしゃるご趣旨はわかりますので、ちょっとよく考えてみます。

ほかの問題にいきたいと思いますが、どうぞ。

○宇賀委員 本当に表現だけの問題なんですけれども、3ページの上から7行目のところで、今朗読を聞いていて気になった箇所があります。「米国はもとより」ということで、米国の説明が最初にもう出ているものですから、「もとより」の後で、また「欧米諸外国」で「米」と出てくるところがちょっと気になりましたので、表現を工夫していただければと思います。

○尾崎座長 ほかにございますか。加藤陽子先生、よろしいですか。

○加藤（陽）委員 前は失礼しました。

今の3ページのところで言いますと、確かに、「米国はもとより、欧州諸外国、更に中国・韓国」という、この順のちょっと言外のニュアンスの部分であります。中国・韓国は現在の国の体制をとったのが比較的新しく、また公文書管理法のようなものをつくったのも非常に新しい国なのにもかかわらず、というようなニュアンスで書かれているはずですが。中国・韓国は本来、欧米よりも取組みが遅れていてしかるべきだ、とのニュアンスで読み取られてはまずい気はしますので、米国はもとより、公文書管理法の制定が比較的遅かった中国・韓国と比べてもというような形のものを入れておくと、何らかの順位づけを想定しているのではないということがわかっていいのではないかと思います。

それに加えまして今1つ申し上げますと、基本認識という部分で、①②というように、箇条書きではなく、公文書の意義、我が国の歴史から始まって、非常に格調高く書いていただいたということで、有識者会議に何かふさわしい文章になってきたなというふうに喜んでおります。その際、2の公文書管理の改革目標のちょうど上にございます、この部分なんですけど、文章がどうのということではなく、やはり有識者会議での発言として残しておいていただきたいと思って申し上げるんですが、やはり情報公開法、個人情報保護法ということに加えた場合の公文

書館法ということの絡みでいった場合の、実質的な情報公開の進展度を高めたいということです。公文書の移管が、これほどのものがあっても進まなかったという事実は忘れるべきではないと。やはり独立行政法人国立公文書館が平成15年6月につくった公文書館移管関係資料集という、この49ページにわたる延々とした申し合わせ、関係法規集とかあっても進まなかったわけですね。ですから、以上のことを考えますと、いかに情報公開法の制定などによる衝撃が大きかったかということに改めて感じます。

ですから、つまりここで肝といいますか、一番大事なものは、非公開部分というものが増えないような形で法のすり合わせということをお願いしたいというのが、要点です。つまり、現在の公文書館の利用規則では、ちょっと細かいことを申し上げますが、国立公文書館利用規則第4条の別表というような形で、例えば個人の門地については、80年以上でも公開しないが、例えば職業や成績については30年たてば公開するというように、元来、国立公文書館の発想では、時間がたてば、つまり、文書の経年によって公開するというような、歴史の発想での運営がなされてきたわけですね。

しかし、情報公開法の第5条の1号から6号といったような不開示理由と、この国立公文書館利用規則との組み合わせていきますと、公文書館に入っても、公開がやっぱり狭まってしまうというような問題が起こり得るとというのが、私の心配するところです。ですから、この、情報公開法の10年目に当たる大きな節目であるということで、その公文書館がやってきた、時間がたてば個人に、亡くなった方にプライバシーはなくなるというような、そういうような重要な部分が忘れられないようにと。むしろその点で、情報公開法のほうを直していくような気持ちが必要なんじゃないかという提案を、一言申し上げておきたいと思います。

何でこれを申し上げるかと言いますと、日銀のアーカイブスを見に行きましたときに、総裁と副総裁までもが同じくおっしゃっていたことで、恐らくこれはアーカイブスの方が100回ぐらい彼らにおっしゃったからだと思うのですが、やはり情報公開法と個人情報保護法を考えた場合、訴訟リスクを冒してまでも公開している現実をなんとかしていただけないかということでした。日銀のアーカイブスやアーキビストがリスクを負って公開している。ですから、個人情報保護や情報公開法のところで、何かむしろ、この機関が、30年たったらもう時間がたったということで、公開については特段の考慮を払うというような、そういう何か法律的な文言が欲しいなという気がしまして、ちょっとこの文言自体では関係ありませんけれども、申し上げました。

以上です。

○尾崎座長 ありがとうございます。

ここの部分はよろしいですか。

○宇賀委員 はい。

○尾崎座長 後藤先生はよろしいですか。

高橋伸子先生もよろしいですか。基本認識。何かありますか。

○高橋委員 基本認識、今国民の目線で読ませていただきましたけれども、一般の国民にとって非常にわりやすく、歴史的な必要性から、昨今の公文書管理にかかわる不適切な事例のところも入れていただきましたので、国民的な関心を高めるという意味では、そこを満たすものだというふうに考えます。

それから、申しわけございません、ちょっと中座しなくてははいけませんので、その後のことを一言だけ申し上げさせていただいてよろしいでしょうか。

3ページから4ページにかけて単なる表現ですが、1か所だけ気になっております。4の(6)のところで、「国民の共有財産である公文書を広く国民や海外からの利用に供していくため、公文書がより一層利用される仕組みを作る」という書きぶりなんですけど、ここのところは、より一層利活用される仕組みをつくるとか、より一層利用されやすい仕組みをつくるとかというふうな形にさせていただけたらと思います。

3ページの2の(3)で、「公文書の利活用を促進するため」という非常にいい表現を使っているんですが、この活用というのがあまり出てこない。この部分で利用が2つ重なっておりますので、ぜひそのようにしていただけるとありがたいと思います。

それから、ITのことに関してはずいぶん意見を申し上げたんですが、今回、5ページと12ページ、それから19ページの最終報告に向けた今後の検討課題の中にわかりやすく書き込んでいただきましてありがとうございます。ポイントは、IT化に対応したルール策定など、必要な対策を今後考えるというところと、それから地方への権限を移譲した場合のITにもかかわる問題というところが明確に記されていて、わかりやすいと思います。

1点だけ理解できないのは、やはりゴールド・モデルという表現でございます。なぜゴールドなのか。ゴールドプランとかゴールドがついたもので成功したものがいくつあるんだろうというふうなことを考えてしまいますと、ちょっと悲しいものがありまして、プラチナモデルのほうがいいと言うと冗談になってしまいますが、何か国民に、またかと思われぬような工夫をしていただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

○尾崎座長 それでは、今2のほうに入ってきましたので、2、3のほうにも移りたいと思います。そちらでご意見、ほかにございますでしょうか。

このビリティーはこれでよろしいですか。このビリティーの整理でございますが、トレーサビリティー、クレディビリティー、アクセシビリティー、アカウントビリティー。アカウントビリティーに重きを置いて再整理したということです。これ、よろしゅうございますね。

どうぞ。

○加藤（丈）委員 今の、前回もゴールド・モデルという言葉がいろいろ問題になりましたけれども、私はゴールド・モデルというのはいんじゃないのかなと。やっぱりあるべき姿というのをどういうふうにわかりやすく言うかという、我々もときどきゴールド・モデルと使いますけれども、ゴールド・モデルということはいんじゃないかという気がいたします。

○尾崎座長 でも、このごろプラチナチケットとも言いますよ。

どうぞ。

○加藤（陽）委員 4ページですが、3のところ、基本的な考え方の（2）（3）（5）あたりの、これは文章がどうのということではなく、やはり、この文章の裏に何を想像しながら読むかということで一言申し上げておきます。この間、いわゆるキャリア組の公務員の初任者研修で、公文書の記録が大事だよということをお話したときに、私自身、非常に自分が不明であったということを感じたのは、いわゆるキャリアの130人の方を前にしたとき、半分が技術系の公務員なのです。それで、こういうところで議論をしていますと、どうしても法学部的、国際関係論的な、いわゆる政治過程論的な公文書の残り方というのでイメージして、我々は「職員一人一人が」というふうに文言を書くのですけれども、実際はさまざまにその技術関係の官僚の方が働いている。ですから、そういう方々にとっての、「公文書に愛着」とか「研修」というイメージがつかめておりませんと、やはりこれは特段の配慮といえますか、彼らが実際研究所や支部で何をやっているのかということを描きながらやっていかないとまずいのではないかと。何となく我々はその明治期の、山縣有朋が判子を押してみたいな、そういうイメージでどうも議論していると、違うんじゃないかなというのを感じたので、「研修、人材育成等により」というところでは、文章では全くこれで正しいんですけども、やはり現状というのを踏まえた上で考えていただきたいと思います。

以上です。

○尾崎座長 ありがとうございます。

時間も限られておりますので、よろしければ、1、2、3は一応区切りをつけまして、今度

は4ですね。公文書管理のあるべき姿（ゴールド・モデル）に向けてのところに入りたいと思います。

何かございますでしょうか。さっきちょっとお話が出てしまいましたが。

○加藤（丈）委員 何かしょっちゅう発言するようであればですけども、全く言葉の問題ですけども、気になるのは、1行目の、「現在の文書管理の実態を踏まえ」、それから4行目に、「現状の文書管理の問題点を踏まえ」というのもありますし、それから一番最後の行で、「適正な情報管理の確保の観点も踏まえつつ」。「踏まえ」というのは、一体どういうことなんだろうかなど。むしろ、例えば1行目であれば、現在の文書管理の実態や、各府省における工夫した取り組みも参考にしつつとか、「踏まえ」と言うと、何か現状容認みたいな感じで私は理解しちゃうんだけど、「踏まえ」という言葉がちょっと違和感があるなという気がいたします。

○尾崎座長 考えて整理します。ずいぶん踏まえちゃったですね。

ほかに。4はよろしいでしょうか。ページが出ているのは大変なんです。

公文書管理担当機関の在り方。この辺はあまり変わっていないんですかね。17ページでございます、5の公文書管理担当機関の在り方。これはいろいろご意見があるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

18ページの一番上ですよ。この（P）というやつ。

○加藤（丈）委員 その前でもよろしいですか。12ページの、さっきもちょっと言ったことなんですけど、元に戻って、移管後の利用の問題なんですけども、具体的方策の2番目に、「地方公文書館をはじめとする国内の関係機関との更なる連携強化のための具体的方策」というのがありますけども、むしろ連携、これは菊池館長のご意見を伺いたいんですけども、連携強化というのは、むしろこれからつくることなのではないのかなど。むしろ、そのことを新しく構築するということが、この移管後の問題で大事なことはないかなという気がいたしますけれども、この、「更なる」という言葉にこだわるようですけども、その辺についてのニュアンスについてどう考えればいいのでしょうか。

○尾崎座長 これは、公文書館法に地方のことが書いてあるんですね。何かいろいろ指導をしたり、それから融資をしたりしなさいというようなことが書いてありまして、だから一応、あつちはあるんですが、どこまでやっているのか、私はよくわかりませんが。あれどのぐらい実施されているんですか。

○菊池館長 ついこの間も開催したんですけども、全国の公文書館を設けている自治体なん

かと一堂に会して課題を議論したり、国の動き、あるいはこういう有識者会議の動きなんかについても、その都度、情報を提供しているんです。しかし、もともと公文書館というのはそれぞれの自治体の記録をそれぞれが自前でもって保存しようということですから、国の出先みたいな感じや機関委任事務だとか、そういうような形のものでは全くない、独自の自治事務としてやっているんですね。

ですから、そういう意味で言うと、国と地方で上下の命令関係もなければ強い指揮権もないという形となっているものですから、連携強化といっても、およそ強化する方策というのはおのずから限定されているんですね。よっぽどお金でもたくさんあれば、施設整備するなら補助金出しますよとか助成金出しますよという、お金でつながりができるということはありますけれども、それが無いものですから、今、専ら技術的な修復のための支援とか、研修をやるとか、我々がやる研修会に皆さん参加しませんかというような形で呼びかけをします。

今、少し取り組んでいるのが、先ほどから話が出ていますデジタルアーカイブみたいなものを自治体もやりますから、そうすると、自治体がつくる目録と、国の公文書館あるいは国会図書館の目録を一斉に検索できるようになれば、大変、利用者にはお互いに便利だねと。だから、共通検索ができるようなデジタルアーカイブシステムの標準仕様みたいなものをつくろうじゃないかと。そのためにはどういうものがいいかなんていうことを、今検討し始めているというように、地方との関係、つながりを強めようとしているということです。

○加藤（丈）委員 この間の懇親会も拝見しましたがけれども、今、全国で50いくつですね。必ずしも都道府県一つ一つにあるわけじゃない。ない県もある。それから、町単位でつくっているところもある。ですから、こういう、さっき国民的・国家的事業としてということであれば、これは法律で強制するとか何とかという問題じゃなくて、啓蒙活動なり情報というのをきちっと徹底して、各地域が自発的に、少なくとも1県に1つはそういうものができるような機運といたしましょうか、そういうことをつくることも1つの、機運を盛り上げることも1つの課題だと思うんだけど。

そこで、そういうあれを込めた言葉が、このさらなる連携強化ということでもいいのかという、そういう疑問を先ほど申し上げたんです。

○尾崎座長 意味はよくわかりましたので、少し表現を考えてみます。

それでは、公文書管理担当機関の在り方。まず、菊池さん、どうですか。

○菊池館長 ここについては、文章のほうは、17ページの下から2つ目の○のところあたりは、「現在、内閣府と総務省に分かれている文書管理に関する事務を内閣府に一元化する」と。そ

れで公文書管理の持つ機能についてどうしたらいいかということの書き方で、これは比較的正確というか、これはいいと思うんですが、ちょっとお願いをしておきたいのは、資料2のこの紙のポンチ絵の、こちらのほうなんです。公文書担当機関と書いてあって、「現行の内閣府、総務省、国立公文書館の機能を一元化」となっている。しかし「現行の」と言うと、現行のこの府省と機関の機能を仮に一元化しても、本当に、この中間報告で言っているような、ここで想定されているような立派な公文書管理機関としての機能を持ち得るかどうかということがはっきりしないんですよ。

今の、まだまだ文書管理なんかについて各省任せになっている文書管理について、統一的な指導基準なり何なりによって、その判断を優先的に移管を求めることができるようにしましょうという新たな機能も議論しているときに、こここのところで、今後の在り方が、「現行の」3機関の機能を一元化するとか、あるいは現行の内閣府、総務省の機能を一元化して、国立公文書館はそのまま特別の法人になりますよと言ったら、これが本当に今議論されているような新しい文書管理体制の確立につながるかどうかということになるのではないのでしょうか。だから、やっぱりここは「現行の」とか何かという言葉じゃなくて、今の機能を中心とした一元化とかいうような書き方をしていけないといけない。これは各省との関係でいろいろご議論があると思いますけれども。そうじゃないと、現行のものだけを集めて一元化すればいいんだという、非常に矮小化された形の機能になってしまわないかと思しますので、その辺の書き方については、ちょっと表のつくり方だとか、この17ページのところあたりの書き方についてもご配慮願いたいと、こういうことでございます。

○尾崎座長 非常に短く書かなくちゃいけませんので、この図のほうは。また知恵も貸していただいで考え直しましょう。

ほかはよろしいですか。どうぞ、宇賀先生。

○宇賀委員 17ページの2つ目の○のところなんですけれども、ここで、「立法府・司法府の公文書の受入れも念頭に置いた場合、行政部内の機関のままでは調整が円滑に進まない可能性もある」というふうに書いてあります。これは今後詰めていけばいい話でもあるんですけども、現行法上は既に、ご存じのとおり、国立公文書館法上、立法機関、司法機関からの受け入れも法制上は可能になっているわけですね。法制上可能になっているにもかかわらず、立法機関、司法機関との関係ではまだ協議による定めが設けられていないわけです。

もしその原因が、最終的に移管される国立公文書館が独立行政法人であることがネックになっているということであれば、これは理解できるんです。ただ、本当にそうなのかということ

です。今でも独立行政法人のままで立法機関、司法機関を含めて移管を受けることが法制上可能な仕組みになっているにもかかわらず協議が進まない理由ですよね。本当に今の独立行政法人という組織形態が問題で、これを共管の特別の法人に変えることによって解決するのかどうかは、今後、この5の文書管理担当機関の在り方を考えていくときの重要な立法事実になりますので、そこは今後でも結構なんですけれども、もう少し詰めていただきたいと思います。具体的にそういうことが、現在でも既に、例えば立法機関、司法機関との交渉で確認されているということであればこういう表現でいいかと思うんですが、そのところはいかがなんでしょうか。

○尾崎座長 どうなんですか。

○山崎室長 確かにご指摘のように、法制上は国の機関ということで、立法、司法の文書も受けられる制度にはなっているわけなんですけれども、確かに実態として進まないという、確かに実態と法制度がややごっちゃになっているのかもしれない。

○尾崎座長 少し整理しますか。じゃあ、少し整理をします。

○加藤（丈）委員 17ページの下のところ、これはもう言葉のニュアンスの問題ですけれども、やはり今回の取り組みは、従来の発想を変えた思い切った取り組みということが基本だと思いますが、18ページの2行目のところも、例えば、「今後、人員の着実な充実」、あるいは「施設の計画的整備」という言葉がありますけれども、もう少し思い切った増強とか、そういう何か前向きの表現にならないものかなと。着実、計画的と言うと、何か今までのことを一步一步積み上げていくよというニュアンスのような気がいたしますけれども、そのところはちょっと気になりました。

○尾崎座長 ありがとうございます。私は非常に気になるんですけれども。

やっぱり何か具体的なものがあるような気がしますね。そうじゃないと、何か何も変わらないというように受け取られる可能性があると思いますね。

後藤先生、どうぞ。

○後藤委員 今のところなんですけれども、ペンディングになっている規模で、一部報道で、既に500人規模と出ているんですね。それ見たら、やっぱりちょっと迫力を感じたんですけれども、その辺、今おっしゃった、少し大胆に打ち出したほうが影響力があると思いますけれども。

○尾崎座長 500人ですか。一挙にいかないことはあれですよね。だから、何年かかけてその目標を達するという事として、後藤先生ほど歯切れがよくなくても、せめてオーダーですね。数百人とかいうようなものが入れたらいいんじゃないかと。増やすといっても42人を84人

にすれば倍増じゃないかという話じゃだめだと思うんですね。

後藤先生、500人じゃないといけませんか。

○後藤委員 いえいえ、報道にそうあったんですよ。

○尾崎座長 とにかくオーダーを言いたいと。

○加藤（丈）委員 いや、ぜひそういう踏み込んだ感じを織り込んでいただければと思いますね。

○尾崎座長 どれだけの数字にするかということは、むしろ我々の仕事じゃなくて、それはお役所の仕事なんですね。お役所とかあるいは議会の仕事。

ただ、オーダーは言いたいという気がしますね。それでも出すぎていると言ってお叱りを受けるかもしれませんけれども、具体的な数字じゃないわけですから、オーダーはここまでがんばってくれと。それは1年でやれとといったって無理に決まっていますし、入れる場所がないですね、菊池さんのところに。だから、何年かかかってということだと思いますが。

○菊池館長 これはほかのところにも書いてありますけれども、アーキビストなりレコードマネージャーというものの養成というのを考えていく場合に、その確保ということも考えると、やっぱり一気ににはできないんですが、ただ、それこそまさにゴールドプラン的な、あるべき姿というものを出していくという意味で言うと、私のほうとしては、やはり今の42人というのを10倍とか何かという、数百人のオーダーというぐらいの感じのところを掲げておいていただくと、非常に励みにもなります。また、民間でと言うとおかしいんですけども、私どもの研修でもそういう職員を養成することに努力もいたしますが、最近できてきたような大学の大学院における養成というような、アーキビストの養成課程なんていうこともあるとすると、そういうことに携わっている人たちにも、こういう国立公文書館でも数百人規模のそういう体制をとるらしいから我々もという、学ぶ人たちにとっても教える側にとっても、一種の励みになるんだろうと思うんです。

そこは具体的な数字をある程度、具体的な数字というのは、何百人ということではないんですけども、その100人オーダーとか何かいうぐらいの感じのものが出てくると、単に我々のアスピレーションだけじゃなくて、そういう関係する人たちに大変刺激といいますか、インスピレーションを与えるんじゃないかなと、こう思いますから、ぜひそこは、単に公文書館の館長としての立場としてだけではなく、関係者の意向も忖度して、ぜひそこは書いておいていただけるといいんじゃないかなと思います。

○尾崎座長 私も大蔵省におりましたので、その予算とか定員とかやる人にとっては、逆の意

味での響きが大きいと思いますけれども、それをやろうという姿勢というのは、やっぱりオーダーぐらい示さないと、そのぐらい重要なことなんだという感じが、何かふにやふにやとなつちやう気がするんですね。

宇賀先生、いかがですか。行きすぎですか。

○宇賀委員 いや、やはりある程度、目標を明示したほうがよいかと思います。短期的ではなくても、この程度の目標を目指してという数字はやはりあったほうがいいのかという気はします

○尾崎座長 加藤陽子先生、いかがですか。

○加藤（陽）委員 ぜひ入れていただきたいと思います。18ページの最後の○のところも、「公文書管理担当大臣を設けたり」という、「たり」というのは非常に弱い感じがする。「設けるなど」とか、せつかくNARA長官のこの由来ですね、名前の迫力も載せているので、「たり」というようなのは、もうちょっと強くつくっていただきたいと思います。

○尾崎座長 数百人規模でよろしいですか。

○加藤（陽）委員 500人位という報道が共同通信などでありましたが、本当は500人位は考えていただきたいなど。

○尾崎座長 500というところまで具体的に言うと、ちょっとあれかなという気がします。

○加藤（陽）委員 消費者庁の規模が120人ほどですよ。その元となる国民生活局が70人で、そこから120人になると。ならば、公文書館は500人ぐらいいいんじゃないでしょうか。

○尾崎座長 でも、アーキビストも、必ずしも菊池さんのところに全部いくかどうかはわからないんですよ。各省庁に分けられるかもしれないし。

それでは、それでご賛同を得たということで、山崎さん、いいですか。

○山崎室長 それでというのは。できるだけ具体的に、できるだけトライするというので。

○尾崎座長 では、そういうことで期待しましょう。

○山崎室長 1点、よろしいですか。ちなみに、先々週ですか、消費者庁創設のための有識者会議の報告書が、13日の金曜日でしたかね、オープンになったんですけれども、そこでは新たな機能を果たすにふさわしい規模とか何か、そういうことになっております。そこからどうかということですね。

○尾崎座長 そんなもの、よその有識者会議のまねすることはないと思いますよね。我々のこの会としては、そういう感じであると。

ほかに。

○加藤（陽）委員 ちょっと戻ってしまうんですが、4ページのところの制度設計にあたっての基本的な考え方で、今さら(8)をつくれということは申しませんが、基本的にいい例から考えるという基本的な立場があったと思うんですが、ただ、先ほど来加藤委員がおっしゃったように、「踏まえ」という部分が多すぎるなど、ちょっと現状認識についての分析が甘いのではないかなというようなご指摘があって、私もすごくそれを思いました。

先ほど来、宇賀先生も、立法府、司法府からの移管は本来はできる。だけれども、それができていないと。それで、さまざまに宇賀先生が、例えば情報公開法施行令16条6号で、例えば移管協議間中の廃棄というものを禁止するようなのをつくらなきゃいけないとか、今までの非常に悪い例を防ぐための方策も、これはずいぶん考えてきましたよね。ですから、その点で、何か基本的な考え方としては、これまでの周密につくられた申し合わせや閣議決定があったにもかかわらず移管が進まなかった現状にかんがみというか、踏まえという形になりますが、それをもう今回は直すんだということが、どこかの文章で印象に残るように書いていただきたいと思います。ちょっと重複になるかもしれませんが、一言申し上げました。

○尾崎座長 それでは、早急に講ずべき事項、7のほうに移りたいと思います。

○加藤（陽）委員 すみません、6に戻って申しわけありません。6の19ページの真ん中辺ですが、公文書を保存・利用する機関についてのところで、たしか高橋委員から、宮内庁書陵部についてなどを言及されたことでこれが入っていて、非常に私は結構なことだと思いますが、政府として「統一的に管理する」という発想を入れた方がよいのではないかな。つまり、宮内庁などに対しては、情報公開法でも公文書館法でも除外して持っていていいよという規定になっているのですが、例えば独立行政法人化した国立公文書館が非常にながら、受け入れ後11か月以内で公開するような慣行が、今のところできているわけですね。最大11か月と。ですから、このいわゆる適用除外機関でも、文書そのものは保管していてもいいですよ、だけれども、メタ管理というんでしょうか、こちらが、公文書管理機関が、宮内庁書陵部は本当に11か月以内で公開しているかどうか、外務省外交史料館が同じ基準で公開しているかどうかというのを、やはり全体として目配りできますよということは、この19ページの真ん中の部分で含意されていていいと思います。

やはり1945年以外は原則移管すると言いながら、宮内庁などには、ずいぶん内大臣府関係の重要な、軍が上げたような上奏書類などがあるわけですね。これは、日本の国や天皇の役割というものをきちっと説明するためにも、むしろどんどん公開したほうが、私はいいと思っておりますので、この宮内庁書陵部などについての全体的な統一的な管理というのは、非常に大事

だというところでコメントさせていただきたいと思います。

以上です。

○加藤（丈）委員 またちょっと戻るようで、同じところの下なんですけれども、ITのところなんです、この書き方について、「今後の技術革新や国際標準の動向、移管後の記録媒体の劣化等のリスクも考慮しつつ」という文章は、ちょっと1本につながっている話じゃなくて、さらなるIT化を推進する際に、技術革新や国際標準の動向を踏まえる、検討する。それから、移管後の劣化というのはまたちょっと別の話なんです。そのところは、これからの検討課題として割合大事なことで、さっきの技術動向というあれですけれども、デジタル化の、これ最新技術情報というのが、技術動向というのは、どこまでの対応が可能なのかということについて、やっぱり最新のことをきちっと確かめる必要があるなという気がします。

最近のだと、1,000年という人もいるんですけども、紙の場合には、これ保存さえよければ1,000年どころじゃない保存になるわけですから、このデジタル化の資料と紙との本当の比較というのはきちっとやる必要がある。

それから、劣化の問題というのは、多分、マイクロフィルムの見えなくなっちゃったということを行っているんだと思うんですけども、ちょっとこのところは別な話なので、少し書き方を整理していただいたほうがいいと思います。

○尾崎座長 整理しますが、ちょっとお知恵を貸してください。

早急に講ずべき事項の中の、内閣府のパイロット事業となっている。これは、やはりいろいろとここから実際にやってみて、いろんな教訓を引き出さなくちゃいけないと思っているんですけども、これもまた非常に大切なところなんです。既に始まっていることですから、早急に講ずべき事項としても継続的なものなんですけれども。

それから、公文書管理担当機関において取り組むべき事項のところ、下から2行目、「来年度から中核となる専門家を確保するとともに」ということで、この問題はもう既に取り組みが始まってきている。ずっと情報公開法以来、少しずつやってきている話で、今最後に残っているのが、この文書管理法（仮称）に書かれるような話なんです。

そう考えてみますと、これまでやってきている流れとして、中間書庫、パイロット事業を本当に実りあるものにするためには、やっぱりそれに専従する人が、アーキビストみたいな方がいないと、選別ができないですよ。そこに書類を集めることは、文書を集めることはできるけれども。この問題はやっぱり、一番最初に手をつけなくちゃいけない問題かな。そんなに人数がいるわけではないんですね。

よろしゅうございますでしょうか。そういう意味でございます。

大体、問題点は出てきたと思うんですが、私は1つ気になっていることがございまして、それは何かというと、宇賀先生のお話に出てきた、一種の、最近いろんな形で、寄付文化を取り上げるように世の中が変わってきているわけですがけれども、美術館や何かは税制上の措置があるけれども、公文書については税制上の措置がない。これはやっぱり、公文書を寄贈するというようなことについて、何らかの税制上の措置が考えられないかというように思っていたんですけども、公文書館は寄贈が受けられないんですって。

○菊池館長 今、公文書館は厳密に言うと、国の各機関の保存期間が満了したものを、内閣総理大臣を通じて移管を受けるというのが正式のといえますか、唯一の所蔵資料を増やす方法として、寄贈とか寄託とかというものが公文書館法の所掌事務として書いてあるわけではなくて、それが絶対だめだということはないと思うんですけども、基本的に言うとそういうものは想定していない法制になっております。

○尾崎座長 そうすると、そちらから直していかないと、まず。

○菊池館長 そこはそうでございます。

○尾崎座長 ということは、税制上の特別措置の前に、むしろこれの、この答申の話があるのかもしれないですね。

○菊池館長 国立公文書館法の、あるいは場合によると公文書館法もそうかもしれませんけれども、その所掌事務としての所蔵資料を増やす、受け入れる方法として、国の機関から保存期間が満了した歴史公文書の移管を受けるというほかに、その取得する方法ですね。市中で買うというところまではないと思いますけれども、寄贈を受けるとか寄託を受けるとか、あるいはこのまま置いておいたら散逸してしまうようなものをこちらが指定して保存をすると、保存施設として場所を提供するというようなことができるんだということを書いておく必要はあると思います。

○加藤（丈）委員 今、国立公文書館には寄贈文書というのは1つもないんですか。

○菊池館長 国立公文書館法ができるより前に、昔内閣で勤務された方の手控えとか、そういうものが入ったり何かしているものはございます。

○尾崎座長 それから、やはり先ほど一番最初のところで書き込んだように、日本文化というのは記録をつくるということにおいては、諸外国に引けを取るようなものではなかったと思うんですけども、その文書を公開をするという点では、やっぱりもともと欠けていたところがあるんじゃないかなという気がするんですね。それこそ門外不出の文書になってしまうという

ようなところがあって、秘伝とか、そういうものになってしまうような、そういう文化であったかもしれない。それ、情報公開法というのはそういう意味で、非常に意味のあるもので、そういう情報公開があって、初めて国民の正しい投票ができる。だから民主主義の基本であると。そういうことなんだと思うんですね。

だから、現用文書と、それから公文書館の歴史的な文書になってからも、その公開の仕方というのはやはりよくよく考えて、できるだけ日本の民主主義を確固たるものにするようにしていかなければいけないと思うんですね。今、何となくまだ、私の頭の中でもはっきり、いろいろご説明は聞いているんですが、わからないままにいます、これは中間報告が終わった後にさらに勉強してみなくちゃいけない非常に重要な点ではないかというように思っております。

今日のところは以上のようなことでよろしゅうございますか。何か言い残したということはどうですか。

よろしければ、皆様のご意見をまた検討させていただきまして、その内容に盛り込みまして、当会議の中間報告としてとりまとめたいと存じます。具体的にどういう体裁にするかとか、修正内容については、恐縮でございますが、私にご一任いただけますでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、もちろん、私から大臣に報告を提出する前に、有識者の皆様にはその修正したものをあらためていただきます。個別になってしまうと思いますが、それでご了承いただけたらと思います。

ありがとうございました。本当に皆様に御礼を申し上げたいと思います。3月に始まったわけでございますけれども、今日に至るまで、月2回の開催という非常にタイトなスケジュールで精力的にご議論いただきまして、本当にありがとうございます。それとともに、やはり大臣以下、役所の関係の方々が、各省庁のヒアリングに出かけられるなど、積極的に動いていただきまして、それが大きな我々の支えになりましたし、また判断資料にもなりまして、心から大臣以下、皆様に御礼申し上げたいと思います。

多分、中間報告につきまして、非常に内容の濃い報告になるのではないかと、できたのではないかと思っております。ご協力に心から感謝いたしますが、まだ若干、先ほどのそのオーダーの話でありますとか、いろいろご相談しなくちゃいけない点もあつたりしまして、まだやや確定せざるどころがありますけれども、皆さんの意を体してまとまるように努力をしたいと思っております。これで夏休みというわけには多分いかないと思っておりますので、夏休み前にもう一度か2度かわかりませんが、ご足労をいただくことになろうかと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

たします。

大臣、何かございますか。

○上川大臣 尾崎座長を中心に、各専門家の委員の先生方におかれましては、先ほど月2回のペースというお話がございましたが、短期間にもかかわらず、大変密度の濃いご議論をいただきまして、本日、中間とりまとめ案を合意の前段ということでいただきましたことを、大変感謝申し上げたいと存じます。

過去にも、この文書管理の在り方については、改善についてのご指摘がございましたけれども、今日、加藤先生から、従来の発想を変えた思い切った取り組みをと、こういうご指摘がございましたが、改善ではなくて改革なのだということについて、これを国民の皆さんの総意として、国の事業として取り上げるということについて、明確に方向性を出していただいたことにつきましては、大変ありがたく思っております。

先ほど来、ゴールド・モデルがという話がございましたが、あるべき姿という、幅が非常に広くて、なかなかベストなものをつくらうとするコンセンサスが得られにくい日本語の用語になっております。そういう意味で、ゴールドが適切かどうかということはあるのですが、金の斧、銀の斧、銅の斧というような童話もございますし、今、オリンピックで金・銀・銅というようなメダルのごともございますので、ここは少し合意形成の1つの大きなわかりやすい発想として共有していただくことがと、こんなご指摘もありましたので、できれば残させていただけると、これは座長のほうにご一任をさせていただきたいと思えます。

この後、10月の最終報告ということで、総理からは、通常国会に向けての法制度ということで、当初から大変強い日程の明示がございまして、そういう中で、これから最終報告こそ、残された論点ということについては、司法・立法の問題とのかかわりの問題や、またITに伴う問題、そして、今日、先ほどの最後の論点の中には、公開ということについての基本的な考え方についての大きな議論ということで、大変まだ大きな課題が残されているということでございますので、引き続きのご尽力のあるご議論をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

本当にありがとうございました。よろしくまたお願い申し上げます。

○尾崎座長 それでは、手直しをさせていただきまして、皆様にごらんいただきまして、大臣に報告させていただきます。よろしくお願いいたします。

次回につきましては、事務局のほうで調整をしてくださることになっております。それから、例によりまして、私がこの後、記者ブリーフをいたしますので、お許しいただきたいと思えます。

何かございますか。

それでは、本日はこれで閉会といたします。お忙しいところをお集まりいただきまして、まことにありがとうございました。

午後 6時34分閉会